

# 公益法人への再就職にあたって

平成 21 年 6 月 18 日

総務省人事・恩給局

元管理職職員（本省企画官相当職以上）が、離職後 2 年間、公益法人に再就職しようとする場合には、離職時の任命権者を經由して内閣総理大臣（総務省人事・恩給局）に一定の事項を届け出なければならず、届出を行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、10 万円以下の過料の対象になることとされています。

そして、特に、再就職を予定している公益法人について、国と特に密接な関係がある公益法人に該当し、その常勤役員に就こうとする場合には、再就職する前に内閣総理大臣（総務省人事・恩給局公務員高齢対策課）への届出が義務付けられています。

## 1. 事前に届け出が必要となる方

- ① 再就職を予定している公益法人（公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人。以下同じ。）が、国と特に密接な関係がある公益法人である場合
- ② ①の場合において、当該公益法人の常勤役員（理事、監事等）に再就職しようとする場合

※ なお、以上の①及び②の場合以外（国と特に密接な関係がある公益法人の常勤役員以外の地位に再就職する場合、国と特に密接な関係がない公益法人に再就職する場合）については、再就職後の届出が義務づけられていますので、ご注意ください。

## 2. 国と特に密接な関係がある公益法人か否かの確認方法

再就職を予定している公益法人が国と特に密接な関係があるか否かについては、総務省ウェブページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jinji/recruit.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/recruit.html)）において掲載されている「密接関連公益法人一覧」をご確認ください。

なお、以上の「密接関連公益法人一覧」については、各公益法人からの報告に基づき、毎月 1 日及び 15 日に更新されますので、届出にあたりご注意ください。

## 3. その他

- ① 「元管理職職員」の範囲については、以上と同じウェブページに掲載されている「再就職情報の届出に係るマニュアル」14 頁以降の「(参考 1)」をご参照下さい。
- ② その他詳細については、各府省等人事担当課、または、以下の総務省人事・恩給局公務員高齢対策課にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞総務省人事・恩給局公務員高齢対策課  
・電話：03-5253-5255  
・Email：jinji-korei@soumu.go.jp